

令和2年3月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 蔵並 貴子
宮下 明

令和元年台風第15号又は第19号等により被災した被保険者等の利用料及び
保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

令和元年台風第15号又は台風第19号等により被災した被保険者等の利用料
及び保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

令和元年台風第15号又は第19号等により被災した介護保険の被保険者に係る利用料および保険料の減免措置に対する財政支援につきましては、令和2年1月28日付(介146)文書、令和2年2月3日付(介154)文書等にてご連絡申し上げましたとおり、国による利用料および介護保険の保険料に係る財政支援等が継続されてきたところであります。

今般、厚生労働省より各都道府県行政に対して当該財政支援等について、下記のとおり継続する旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

- ・令和元年台風第15号の被災者：利用料の免除・保険料の減免が本年8月31日まで
- ・令和元年台風第19号等の被災者：利用料の免除・保険料の減免が本年9月30日まで

1 利用料の免除措置に対する財政支援について

令和元年台風第15号又は台風第19号等による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)において、

- ・ 令和元年台風第15号の被災者に係る令和2年3月1日から同年8月31日までの間のサービス提供分に係る利用料の免除を行った場合
- ・ 令和元年台風第19号等の被災者に係る令和2年3月1日から同年9月30日までの間のサービス提供分に係る利用料の免除を行った場合

は、令和2年度の特別調整交付金により、令和2年2月29日までと同様の財政支援を予定していること。

2 令和2年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、令和元年台風第15号又は台風第19号等の被災者に係る令和2年度相当分の保険料であって、以下の期間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ)が到来するものの減免を行った場合については、令和2年度の特別調整交付金により、令和2年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

- ・ 令和元年台風第15号の被災者に係る令和2年4月1日から8月31日まで
- ・ 令和元年台風第19号等の被災者に係る令和2年4月1日から9月30日まで

3 令和元年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、令和元年台風第15号又は台風第19号等の被災者に係る令和元年度相当分の保険料額であって、令和元年度末に資格を取得したことにより、2に定める期間に普通徴収の納期限が到来するものの減免を行った場合についても、令和2年度の特別調整交付金により、令和2年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。